

財政健全化法に基づく健全化判断比率等の公表について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。これにより、地方公共団体では平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務づけられ、また、平成20年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組みなければなりません。

今までの財政再建法制では、地方公共団体の普通会計において赤字額が標準財政規模(地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。)の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる早期是正の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

平成19年度の各会計の決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。結果は次のとおり、すべての基準を下回りました。

1. 財政の早期健全化に関する指標 (単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	15.8	101.5
(14.94)	(19.94)	(25.0)	(350.0)
(20.00)	(40.00)	(35.0)	

「-」は黒字で当該比率が生じていないことを表し、括弧内上段は早期健全化基準で、下段が財政再建基準です。

2. 公営企業の経営健全化に関する指標 (単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	-	20.0
病院事業会計	-	
簡易水道事業会計	-	
食肉センター組合会計	-	
農業集落排水事業会計	-	
特定環境保全公共下水道事業会計	-	

「-」は資金不足が生じていないことを表します。

財政用語

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合